

清瀬市立清瀬第八小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

清瀬市は「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をスローガンとし、社会を構成するすべての人々が、自他の生命や人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくりを目指しています。

学校においては、すべての教育活動を通して、子供たちに自分や友達のよさに気づき、互いに尊重し合い、支え合う心や、優しさや思いやりをもって接するなどの豊かな心を育成することが大切です。

しかし、昨今、いじめが大きな社会問題となり、これまで、国や都、各学校が様々な対応を重ねてきました。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

そこで、本校では、学校・家庭・地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、「いじめ防止対策推進法」及び「清瀬市いじめ防止基本方針」をもとに、「清瀬市立清瀬第八小学校いじめ防止基本方針」を定めることとします。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、いじめは、人間の心の成長の過程で、誰もが行ってしまう危険性のあるものです。見過ごしてしまうことにより、いじめられた子のみならず、いじめている子にとっても、人格の形成にかかる重大な問題となります。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要です。

いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的な対応を進める必要があります。

いじめを根絶するためには、日頃の教育活動を通して、子供たち一人一人の心に響く指導をし、いじめを生まない土壌づくりのために、すべての教職員が日々実践することが求められます。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

（いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条より）

具体的ないじめの態様

- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする等

2 いじめ防止等の組織

いじめ防止対策委員会

○構成

校長、副校長、主幹教諭（生活指導主任）、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、当該学級担任、相談を受けた教職員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）

○役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめの事実の確認及び対策案の検討
- ・該当児童への指導及び該当保護者への対応
- ・学級への指導体制の強化・支援
- ・外部組織への協力要請又は場合によっては警察への相談
- ・緊急時の対応
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施・結果分析

3 いじめの未然防止 ～開発的アプローチ

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめはどの学級にもどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、日頃から好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることが大切です。

未然防止の取組

- 「わかる」授業づくり
- 「いじめ」「生命尊重」に特化した授業の実施
- 道徳教育の充実
- 人権教育の充実
- 学級・学年活動、学校行事、体験活動等の充実
- インターネットを通じたいじめに対する対策
- 毎朝の「あいさつ + 一言運動」の習慣化

4 いじめの早期発見 ～予防的アプローチ

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から子供たちとの信頼関係を築くことが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいということを認識し、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に感じ取り、いじめを見逃さないという能力を向上させることが求められます。

早期発見の取組

- 子供の立場に立ち、共感的に理解すること
- 日々の観察
- 教育相談
- 実態調査「ふれあいアンケート」の実施
- 特別支援校内委員会での情報提供

5 いじめの早期対応 ～問題解決的アプローチ

早期対応の取組

- いじめ防止対策委員会の開催
- いじめられた子供や周りの子供たちから速やかに聞き取りをする。
- いじめられた子供を徹底して守り、心配や不安を取り除く。
- 学校全体で情報共有しながら、事実を正確に聞き取り、対応策を検討する。
- いじめた子供に、相手の苦しみや気持ちに着目させ、「いじめは決して許されない行為」であることの指導を十分に行う。
- 双方の保護者への対応を行い、問題解決のための具体策を共に考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告します。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、警察等）との連携を図ります。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供します。

7 教職員研修

いじめ防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図ります。

- 生活指導連絡会等で ○生活指導全体会で（年間 3 回の実施）
- 事例研究会を通して いじめの事例研究をし、今後の対応の参考とする。

8 家庭・地域との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされています。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要です。

(2) 地域の役割

子供が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子供を見守ることも重要です。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うようお願いいたします。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ・保護者の会の各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・保健通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進します。
- ・日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対する理解・協力を得るようにします。
- ・いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進します。